

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争参加資格確認申請に伴う誓約事項

本案件の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請書の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなします。ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本案件の競争参加資格確認申請日において、入札公告等に記載されている競争参加資格に関する要件を全て満たしています。

2 競争参加資格確認についての注意事項

競争参加資格確認通知書で競争参加資格「有」とされた場合でも、その後において競争参加資格に関する要件を満たさなくなった者の入札は無効としますのでご注意ください。

一般競争入札参加資格等説明書

1 入札に付する事項

案件名 自動運転移動サービス実証実験支援業務委託

別紙「入札案件概要書」（以下「概要書」という。）のとおり

2 競争参加資格に関する事項

(1) 競争参加資格の要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

ア 国土交通省の補助金交付等停止措置または指名停止措置の対象となっていないこと。

イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

ウ 概要書において指定された資格要件を満たす者であること。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

オ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

カ この公告の日に、茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がない者であること。

キ この入札に参加しようとする者の代表者がこの入札に参加しようとする他の者の代表者又は管財人を兼ねていないこと。

ク 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該契約を解除する。

(2) 競争参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争参加資格について申請し茅ヶ崎市長の確認を受けることが必要です。

ア 競争参加資格確認申請書は、電子メールにより、概要書に記載された期限までに必ず提出してください。電子メールによる提出が困難な場合はファクシミリまたは茅ヶ崎市都市部都市政策課（以下「都市政策課」という。）へ持参により提出することも可とします。

イ 競争参加資格確認申請書の提出時に、入札案件概要書に記載された「競争参加資格確認申請書に添付する文書」を添付し、電子メールにより提出してください。なお、電子メールによる提出が困難な場合は、ファクシミリ又は都市政策課へ持参により提出することも可とします。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請書を提出しなかった者または競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

エ 競争参加資格確認通知書の発行は、概要書に記載された期日に、電子メール、ファクシミリまたは郵送により行います。

オ 競争参加資格を認められない者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、概要書に記載された期限までに都市政策課にその旨を記載した書面を提出してください。

(3) 競争参加資格の喪失

競争参加資格を有する者が、次のア又はイに該当する場合は、この入札に参加することはできません。

ア 入札時において、(1)に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 競争参加資格確認申請時に必要な書類に虚偽の記載があったとき。

3 仕様書の閲覧等

(1) 仕様書等の閲覧

公告の日から市ホームページにて確認することができます。

(2) 当該案件に対する質問等

ア 当該案件の仕様書等に対する質問は、概要書に記載された期間内に電子メール、ファクシミリまたは都市政策課への持参にて質問書を提出していただくことで受け付けます。

イ 質問に対する回答は、概要書に記載された日時に市ホームページに掲載します。

4 入札及び開札

概要書に記載された日時及び場所で開催します。

5 入札執行等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を控除した金額を入札書に記載してください。

(2) この入札には最低制限価格が設定されています。最低制限価格は予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の80を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）です。最低制限価格に満たない価格の入札をした者は失格とし、他の者を落札者とします。

(3) 入札回数は、2回を限度とします。ただし、無効、失格、辞退となった者は、再度（2回目）の入札に参加することができません。なお、再度（2回目）の入札において、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、当該入札は不調とし、一番低い金額で入札した者と随意契約の協議を行う場合があります。（その場合は見積書の提出を求めます。）

(4) 入札開始時刻に遅れたときは、失格（不着）となります。

(5) 入札は所定の入札書を使用します。

(6) 入札書には、黒色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に

押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

(7) 金額はアラビア数字を使用してください。

(8) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(9) 代理人が入札を行う場合には、所定の委任状を入札執行前に提出してください。

(10) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

イ この入札に参加し落札者となるためには、競争参加資格確認申請受付最終日の翌日から落札決定日までの全期間にわたって2の(1)に掲げる要件を満たす者とします。

(11) この公告の日から入札執行日までにおいて2の(2)による資格の確認を受けた者について、茅ヶ崎市談合情報対応マニュアルの1の(1)（13参照）に掲げる談合情報又は茅ヶ崎市公正入札調査委員会が談合情報に類すると認めた情報が茅ヶ崎市に寄せられた場合は、入札の執行を中止することがあります。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として入札前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

(1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者で、この公告の日前5年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 契約保証金

落札者は、契約の履行保証として金銭的保証を付するものとし、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として契約前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

(1) 落札した者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札した者で、この公告の日前5年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は、無効とします。

(1) 2の(1)に掲げる入札参加資格要件を備えない者が行った入札

(2) 競争参加資格確認申請時に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札

(3) 入札保証金を免除した者を除き、入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は

入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札

- (4) 落札から契約締結までの間に談合があったと認められる場合の入札
- (5) 入札書記載の金額その他が不明確な入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 他の入札人の代理人又は数人が共同して行った入札
- (8) 委任状を提出しない入札代理人が行った入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約金の支払方法

履行期間終了後、発注者は受注者からの正当な請求により請求書を受領し、支払うものとする。

10 契約の締結等

この契約は、令和7年第2回茅ヶ崎市議会において当該予算が可決された上、同年7月1日以降に契約を締結することによって確定するものとします。

11 契約の解除等

- (1) 落札者が落札から契約締結までの間に、2の(1)に掲げる要件のいずれかの要件を欠くに至った場合は、契約を締結しないこととします。
- (2) 契約締結後、談合があったと認められた場合は当該契約を解除する場合があります。
- (3) 前2号のいずれに関しても、茅ヶ崎市は、落札者及び契約者の損害に係る一切の責めを負わないこととします。

12 その他

前各項に定めるもののほか、一般競争入札の参加資格等に関し必要な事項は、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）その他関係諸法令の定めるところによります。

13 「茅ヶ崎市談合情報対応マニュアル」の抜粋（5の(11)関係）

1 基本原則

- (1) 談合情報として対応する情報は、対象工事等が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。
 - ア 談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの
 - イ 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの
 - ウ 落札予定金額として、設計金額に近い額を示しているもの
 - エ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われるもの

14 問い合わせ先

この入札についての問い合わせは、茅ヶ崎市都市部都市政策課へご連絡ください。

（連絡先 電話0467-81-7181）